

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例  
案要綱

## 1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和 4 年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 16 号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとします。（第 2 条関係）

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	増減
程を 含む。 育学校 の前期 課程	小学校（義務教			
	校長および教員	4,868人	4,910人	42人
	養護教員	236人	234人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	260人	263人	3人
	計	5,417人	5,460人	43人
程を 含む。 育学校 の後期 課程	中学校（義務教			
	校長および教員	2,773人	2,771人	△2人
	養護教員	106人	107人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	17人	20人	3人
	事務職員	125人	123人	△2人
	計	3,021人	3,021人	0人
計	校長および教員	7,641人	7,681人	40人
	養護教員	342人	341人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	70人	73人	3人
	事務職員	385人	386人	1人
	合計	8,438人	8,481人	43人

(2) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校長および教員	4,868人	2,773人	校長および教員	4,910人	2,771人
養護教員	236人	106人	養護教員	234人	107人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	17人	栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人
事務職員	260人	125人	事務職員	263人	123人
計	5,417人	3,021人	計	5,460人	3,021人
合計	8,438人		合計	8,481人	
2 省略			2 省略		